

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月30日

【会社名】 新明和工業株式会社

【英訳名】 ShinMaywa Industries, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 五十川 龍之

【本店の所在の場所】 兵庫県宝塚市新明和町1番1号

【電話番号】 0798 - 56 - 5000（代表）

【事務連絡者氏名】 法務部 法務グループ長 山西 孝 到

【最寄りの連絡場所】 兵庫県宝塚市新明和町1番1号

【電話番号】 0798 - 56 - 5000（代表）

【事務連絡者氏名】 法務部 法務グループ長 山西 孝 到

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円 総額1,514,176,135円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに備えるため、当社定款について所要の変更を行う。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、五十川龍之、石丸寛二、田沼勝之、西岡 彰、久米俊樹、榎原敬士、苅田祥史、長井聖子及び梅原俊志の各氏を選任する。

なお、苅田祥史、長井聖子及び梅原俊志の各氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、金田友三郎及び枚山栄理の両氏を選任する。

なお、金田友三郎及び枚山栄理の両氏は社外監査役であります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、2020年6月29日開催の当社第96期定時株主総会において承認可決された第5号議案「取締役報酬額改定の件」及び第6号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に基づく取締役報酬枠とは別枠で、新たに業績連動型株式報酬として当社普通株式を交付するための金銭債権を支給する。

なお、本議案に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人部分給与は含まない。）とし、その全部を現物出資財産として払い込むことにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年600,000株以内とする。また、各対象取締役に対する具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議の結果
第1号議案	500,147	1,427	0	99.72	可決
第2号議案	499,838	1,736	0	99.65	可決
第3号議案					
五十川龍之	496,618	4,955	0	99.01	可決
石丸寛二	497,089	4,484	0	99.11	可決
田沼勝之	497,122	4,451	0	99.11	可決
西岡 彰	497,151	4,422	0	99.12	可決
久米俊樹	497,256	4,317	0	99.14	可決
梶原敬士	497,282	4,291	0	99.14	可決
苅田祥史	497,355	4,218	0	99.16	可決
長井聖子	497,586	3,987	0	99.21	可決
梅原俊志	499,828	1,746	0	99.65	可決
第4号議案					
金田友三郎	448,575	52,515	482	89.43	可決
杵山栄理	500,508	1,066	0	99.79	可決
第5号議案	498,630	2,944	0	99.41	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- (1) 第1号議案及び第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
- (2) 第2号議案は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席かつ当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- (3) 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席かつ当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前営業日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち賛否の確認ができたものを合計したことにより決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対又は棄権の確認ができていない株主の議決権数は上記「賛成」「反対」「棄権」の議決権数に加算しておりません。